

Chief Justice Earl Warren における 一アメリカ人の素描

Earl Warren, *THE MEMOIRS OF EARL WARREN*,
Doubleday & Co., New York, 1977, pp. xii, 394.

Jack Harrison Pollack, *EARL WARREN: The Judge
Who Changed America*, Prentice Hall, Inc.,
New Jersey, 1979, pp. viii, 386.

藤 倉 皓 一 郎

はじめに

(1) アール・ウォーレン (Earl Warren, 1891-1974) は、アメリカ合衆国最高裁判所の第14代
の首席裁判官であった。その没後、彼にかんず
る本が2冊公刊された。標記のとおり、ウォー
レン自身による「回顧録」と、ポラックによる
「アール・ウォーレン」伝である。

ウォーレンが首席裁判官として在任した時期
(1953-1969) は、アメリカ社会が大きく変貌し
た時代に当たっていた。この時代、それまで基本
的には農業社会であったアメリカは、工業化、都
市化が急激に進み、人びとの生活様式や価値観
が大きく変化した。それはまた急速な社会変化
に適応できないで、とり残された階層のなかか
ら、さまざまな不満の噴出した時代でもあった。
大統領や連邦議会が十分な対処をなしていないで
いるうちに、人種間の不平等、選挙権の実質的
不均衡といった社会的・政治的問題が、訴訟の
かたちをとって最高裁に持ち込まれたのである。
こうした問題について、ウォーレン最高裁が判
決をとおして、アメリカ社会に投げかけた変革
の波紋は今日でも、なお広がり続けている。ウ
ォーレン最高裁の歴史的評価と、ウォーレン自
身がそのなかで果たした役割についての論議は
これからも続くにちがいない。いずれにせよ、ア
メリカの歴史の大きな節目に、最高裁首席裁判
官であったウォーレンの人間を知ることは、そ
の時期のアメリカ最高裁、ひいてはアメリカ社
会を理解するうえでの重要な手がかりである。

ウォーレンは、経済的に恵まれたとはいえな

い北歐系移民の子として生れ、勤勉、努力をか
さねて、ロー・スクールまでの教育をおえ、20
才台から公選による地区検事を皮切りに、州知
事、最高裁裁判官と、その生涯を公職にささげ
た人物である。その生涯は、よき時代のアメリ
カ社会の伝統的価値観をもって生き、つぎつぎ
と要職にあって成果をあげた人の「成功物語」
であったといえる。しかもウォーレンは最高裁
裁判官となって、彼を支えてきた信条、価値観
を率直に、いくつかの主要な判決に反映させて
いるのである。とくにアメリカ社会の伝統的価
値が大きくゆらいだ時期に、そうした価値を体
現したといえるウォーレンが、最高裁の判決を
とおして、アメリカ社会の基本的な価値の実現
のために大きな影響を残したのである。ウォー
レンの人間とその社会的な軌跡について、こ
こでとりあげた2冊の本は、きわめて興味のある
素材を提供してくれる。

(2) 「ウォーレン回顧録」は、彼の死後3年を
へて出版された。彼は公職にある間も引退後も
自伝や回顧録を執筆する心づもりはなかったと
いう。その理由は「自伝を書くとなると、いろ
んな人について、さまざまなことをいわざるを
えない。それはフェアじゃない」(Pollack, p.
302) ということであった。しかし、最高裁を引
退後、周囲の怨望もだしがたく、1970年から回
顧録の執筆にかかった。1974年死亡した時には、
第一稿がほぼ終りに近いという状況であった。
数人の編者が残された草稿に最少限必要な手
を加えてまとめ、註を付して1977年出版の運びと

なった。なおウォーレンは、この時期に、公民の権利・義務を説いた小著、*A REPUBLIC, IF YOU CAN KEEP IT.* (Quadrangle Books, New York, 1972, pp. xiii, 203) を書いている。これが彼の唯一の著書となった。

「回顧録」は事実をつらねての叙述が主体である。文章は荒けずりで、重複するところもある。出版の経緯からして致し方のないところであろう。しかし、それだけにかえて著者の語り口がじかに伝わり、卒直な信条の吐露が読者を打つところが多い。全体として自製のきいた記述であり、職務上、長年の沈黙を強いられた人が、今こそ奔放に語るという面白さはない。しかし、初めてウォーレン自身の口から語られるエピソードもあり、また長い公職中に関与した人物についての直截な論評もところどころにみられる。

(3) ポラックによる「アール・ウォーレン—アメリカを変えた裁判官」は、ウォーレンの没後にまとめられた、はじめての伝記である。著者はジャーナリストである。公人ウォーレンを早い時期から知っており、その活躍を好意的な興味をもって追ってきた。この伝記は著者が20年来、書こうとして想を温めたものであるという。それだけに、たんなる事蹟の羅列に終ることなく、公人ウォーレンの信条、公的活動の分析、評価を試みており、読みごたえがある。ウォーレン回顧録、書簡、講演録、インタビュー・テープ、法律雑誌の論評など豊富な資料をたんねんに使って、興味のあるウォーレン像を描いている。ところどころ、やや感傷的な表現が気にかかるが、文章は平明で読みやすい。「回顧録」とあわせて読めば、ウォーレンの人間像をより立体的に理解することができる。巻末にはウォーレンにかんする文献リストがあり、有用である。

なおウォーレンの生前に出版された伝記には Leo Katcher, *EARL WARREN: A Political Biography* (McGraw-Hill Book Co., New York, 1967) があるが、ウォーレンの協力、承諾をえて書かれたものではない。

I

(1) ウォーレンの経歴を両書によってまとめておこう。

アール・ウォーレンは1891年、ロス・アンゼルスに生れた。父はノールウェイ、母はスウェーデンから、いずれも幼時に家族とともにアメリカに移住した。ウォーレンは移民二世ということになる。一家はロス・アンゼルスの方北110マイルにあるベーカーズフィールドに移住し、ウォーレンは少年時代をこの町で送る。鉄道の開通とともに生れた町で、当時は西部開拓時代の荒けずりな雰囲気の色濃く残っていた。町には、鉄道会社関係者、家畜業者、それに鉄道建設のための中国人労働者が、はっきりと分れて住んでおり、酒場や賭博場があった。父はサザン・パシフィック鉄道の修理工であった。ストライキで職を失ったこともあったが、苦勞のすえ修理工場の職長で終わった。この父は家庭的に恵まれなかったのか、自分の幼時については何も語らず、ウォーレンは「オリヴァ・トゥイスト」を父のうえに思い描いたという。

1908年、ウォーレンは暑さのきびしい内陸のこの町から、バークレイにあるカリフォルニア大学に進学した。彼の町から大学へまで進んだ同級生はいなかった。大学では政治学を専攻したが、とくに成績がよい学生というわけではなかった。キャンパスの自由な雰囲気と気ままな交友を楽しんだのである。1912年、開校したばかりの同大学ロー・スクールに進んだ。ここでも目立った成績をあげることもなく、1914年に卒業した。卒論のテーマは「カリフォルニア州における法人理事の民事責任」であった。(「回顧録」の大学とロー・スクールにかんする記述は短かく、素気ないほどである)。同州の法曹資格をとり、弁護士事務所で働く。1917年、陸軍に入隊、翌年、第1次世界大戦が終って除隊した。

オークランド市の法務担当官を勤めたのち、1920年、アラメダ郡検察局に移る。1925年、ニーナ夫人と結婚した。ウォーレンは初婚、夫

人は子供づれの再婚であった。1926年、District Attorney に立候補、はじめての選挙に当選した。35才。犯罪取締り、汚職摘発の実績をあげ、きびしい法の執行官として支持を集め3選される。この間、父が強盗殺人の犠牲者となり不幸な最後をとげた。1938年には、カリフォルニア州 Attorney General に立候補し当選する。

1941年、日米開戦、真珠湾攻撃のあと西海岸の住民のあいだに広まった不安を背景に、ウォーレンは日系人の強制移転措置を支持し推進した。1942年、政策面で知事と対立し、知事選に出馬して当選する。50才。その後、3選されて12年間、知事在職、その政治的手腕と業績によって全国的な注目を集める。1948年にはデューイ (John Dewey) 共和党大統領候補と組む副大統領候補に指名されたが、民主党トルーマンに敗れる。1951年には共和党大統領候補の指名を争ったが果さなかった。

1953年、アイゼンハワー大統領によって指名され最高裁首席裁判官に就任した。61才。以後、1969年に78才で辞任するまで17年間、首席裁判官の座にあった。

(2) 「ウォーレン回顧録」は11章からなっている。プロローグに次いで、第1章では、最高裁就任後のはじめての重要な判決であるブラウン対教育委員会事件（公立学校における白人と黒人との別学を定めた州法を違憲とした1954年の判決）の印象が語られる。第2章では、ウォーレンの生い立ちや家族、少年時代の生活、第3章では、大学、ロー・スクールの学生時代、軍隊、法律事務所勤めが叙述される。それぞれの章の見出しが **Early Lessons, Later Lessons** となっているように、後年のウォーレンの生き方にとって教訓となったような経験、エピソードが中心となっている。

第4～8章は、District Attorney, 州の Attorney General, 州知事、そして全国的政治の舞台に出て、共和党大統領候補の指名争いまで、政治的階段を一段ずつ登ってゆく過程が記されている。

最高裁時代には第9、10章が当てられる。ウ

ォーレン最高裁の2大判決といわれる人種別学違憲判決（ブラウン事件）、選挙区間の議員定数の不均衡の是正を命じ、一人一票の原則を宣明した判決などがとりあげられている。ブラウン事件判決が全員一致になったのは首席裁判官としてのウォーレンの努力に負うところが大きかったと一般にいられている。しかしウォーレンは自分の功績とせず、南部出身の最高裁裁判官 (Black, Clark, Reed) の協力によったとしている。

注目を引くのは、最高裁を非難した者の動きについて、わざわざ1章を割いていることである。「ウォーレン・コート」という呼び方を首席裁判官自身は、非難と侮蔑の意味をこめたものとして受けとっていたことが記されている。西海岸によくみられた「アール・ウォーレンを弾劾せよ」という大きな立看板も深くウォーレンを傷つけたのである。マッカーシー旋風の吹き荒れたなかで、最高裁に対する非難が実に無責任な、根拠のないものであったとして、そうした風潮をきびしくたしなめている。

第11章では、ケネディ大統領暗殺調査委員会の委員長に就任したいきさつと、調査報告を公刊するまでの活動が語られる。いまでも単独犯か複数犯かをめぐって論議がつきないが、ウォーレンはオズワルド単独の犯行であるという報告書の結論について、ゆるがない確信があるとしている。委員長就任のいきさつについて、はじめからウォーレンは最高裁裁判官が調査委員長を兼職すべきでないと考え、就任を拒んだ。ジョンソン大統領はウォーレンをホワイト・ハウスに呼び、「あなたは第一次世界大戦の兵士として国に尽したが、この難局にあたって、あなたはその時とは比べものにならないほどの大きな働きを国のために求められている」と説得した。暗殺後の国内、国際情勢が緊迫していることを告げられ、世界大戦の危険にまで言及されて、ウォーレンは三軍の統帥である大統領の命令にも等しい説得を結局は拒否できなかったと語っている。

(3) 「回顧録」のなかから興味あるエピソード

ドを2つ選んで紹介してみよう。

ブラウン事件では、公立学校における白人と黒人との別学を定めた南部の州法の合憲性が争われた。当時、南部を中心にほぼ半数近い州が人種による別学制度を州法で定めていた。黒人生徒が近所にある白人校に入学を求めたが、州の別学法を盾にする教育委員会によって拒否されたので、訴訟を起した。人種にもとづく別学の強制は黒人から法の平等な保護を奪うというのである。この訴訟の結果は、別学制度をとる公立学校に学ぶ数百万の児童、生徒に影響する。そればかりではなく、南部を中心に生活のあらゆる場面でおこなわれていた人種隔離の制度を、根底からゆるがすことになるので、最高裁の判断がどう下されるのか全国の注目を集めていた。

最高裁がこの事件の判決を下すしばらく前に、ウォーレンはホワイト・ハウスでの夕食会に招かれた。そこには事件の被告側弁護士であり、かつて民主党の大統領候補（1924年）になったこともあるジョン・ディヴィス（John Davis）が同席した。アイゼンハワーはいかにディヴィスが偉大な人物であるかということ、食事中ながながとウォーレンに喋った。

会食後、別室に移るときにアイゼンハワーはウォーレンの腕をとって歩きながら、次のようにいった。「かれら〔南部の白人〕は悪い人たちではない。かれらが何より心配しているのは、学校で自分達の可愛い少女が大きな育ちすぎのニグロと一緒に坐らされることがないように、ということだ」。

これは大統領が最高裁に係属中の訴訟について、首席判事に向けたきわめて微妙な働きかけ、お互の役柄をわきまえない不適切な発言にちがいない。それよりもこの発言は、アイゼンハワー大統領が、南部白人の黒人に対する偏見をそのまま受け入れていたことを示している。

最高裁は全員一致の判決によって、人種による別学を定めた州法を違憲とした。ウォーレンとアイゼンハワーの関係は、この判決以後、まったく儀礼的なものになった。ウォーレンは、アイゼンハワーがブラウン事件判決に反感をも

っていたにちがいないという。そして判決後の重要な時期に、大統領としての指導性を発揮して、判決を支持し、その実施を積極的に支援する姿勢をまったく示さなかったことを強く批判している。

ウォーレン自身に人種偏見はなかったか。彼が成長した時代のカリフォルニア州では、東洋人排斥の嵐が吹きあれていた。日米開戦のあと、ウォーレンが州司法長官から州知事になった1942年には、ルーズヴェルト大統領の行政命令9066号によって、太平洋岸の日系人の強制移転と収容が進められた。ウォーレンがこの措置の必要を主張し、その実施を支持したことはよく知られている。

ウォーレンは回顧録のなかで30年まえの自分の行動を深く後悔していると記している。日系人に対する措置は「国民の自由と権利についてのアメリカの理念に背くものであった。家庭や学校友達、住みなれた場所から引き離された純真な幼い子供たちのことを考えるたびに、私は良心が痛んだ。国家の安全を守るという良い動機があったとしても、忠誠を欠くという積極的な証拠もなしに、あのように衝動的な対応をしたことは誤りであった」。

その生涯の大半を公職についていたウォーレンが、公けの問題について自分の誤りを認めるといったことはほとんどなかった。それだけに、回顧録のなかで、日系人強制収容にかかわった自分の行動の誤りを認めたことは注目を引く。自分の生涯をふりかえる時点にきたウォーレンが、長年心にかかっていたことを清算したのだという見方もできよう。

歴史が流れるにつれて、戦時の日系人に対する措置の軍事的必要性、緊急性の根拠が疑われ、その底にある人種偏見が強く浮んできた。日本人の血を引くというだけの理由で、アメリカ国籍の有無にかかわらず、太平洋岸に住むすべての日系人を強制収容し、アメリカ憲法が何人に対しても保障する基本的権利を、この人種グループから奪ったのである。

年とともに、ウォーレンの心中に、この措置

が人種偏見以外の何ものでもなかったことがはっきりとしてきたのであろう。その措置を支持したことは、首席判事としてのウォーレンが多くの判決のなかでくりかえし説いた、政府の専断的権力の行使に対して人権を守る立場とは、基本的にあいられない行動であった。

1954年のブラウン事件判決は、人種偏見に根ざした日系人に対する措置にかかわったという、ウォーレンの体験と そのことへの反省をぬきにして考えるべきではないと説くウォーレン研究者もいる。(G. Edward White, *The Unacknowledged Lesson: Earl Warren and the Japanese Relocation Controversy*, 55 Va. Quarterly Rev. 613-629 を参照)。ブラウン事件も日系人事件も、多数決社会のなかでの少数グループが、人種偏見のゆえに不当な不公平な取扱いを受け、法の平等な保護を奪われたことにかわりはないからである。

(4) 回顧録のなかで、ウォーレンが公職についてからの部分の記述には、すでに知られていることが多い。読者にとって興味ぶかいのは、むしろ前半の部分であろう。そこには公人ウォーレンを知る手がかりが豊富にあるからである。

ウォーレンは、父親がよく「おまえにミドル・ネームを付けてやれないほど貧しかった」と冗談をいったと書いている。若い頃、破産、失業を経験した父親は、ウォーレンに勤勉と貯蓄の大切さを教えた。また息子に早くから読み書きを教え、学令の一年まえに小学校に入学させた。その後も、父親はウォーレンがロー・スクールを卒業するまでの学費を支弁した。ウォーレンは経済的に決して余裕はないが、教育熱心な両親に恵まれたのである。

ウォーレンは少年時代から休暇中はもちろん、学期中も朝夕いろんな仕事をもって働いた。新聞、パン、氷の配達、本のセールスなどを経験した。なかでも彼の得意としたのは鉄道のコール・ボーイ (call boy) であった。これは列車乗務の担当が決ると乗務員に連絡し、必ず発車間に合うよう乗務させるという役目である。そのために各乗務員の行動様式や癖をすべてのみ

こみ、どの時間に誰が町のどこにいるかを知っていなければならない。ウォーレンは指名された乗務員を必ず探し出し乗務につかせて、列車を遅らせたことはなかった。鉄道会社にも乗務員にも信頼され、重宝がられたという。

働きながらウォーレンは、まだフロンティアの粗野で放埒な雰囲気町の人びとの生活をみていたのである。汚職にむしばまれた町当局が黙認している賭博場や女のいる酒場で、鉄道員や牧童が給料を一夜のうちに浪費するのをみた。巨大な鉄道企業が町の経済と政治を支配し、従業員的生活のうえに生殺与奪の権力をふるうのをみた。鉄道建設のために輸入された中国人労働者は低賃金で搾取され、さらに会社の飯場に隔離されて生活費を差引かれた。事故にあった従業員は労災補償もなしに解雇され、働き手を失った家庭は崩壊した。

ウォーレンは「独占企業の力、政治支配、役人の汚職が、人びとの生活にどれほどの影響を与えるかを学んだことは、その後の進路を定めるうえで、生涯を通じての貴重な教訓となった」と述べている。ウォーレンは、みずからの体験をとおして、巨大企業の専横のもとで長時間、低賃金で働く労働者や庶民の生活感情を身につけたのであろう。きびしい法の執行官、汚職を知らず、進歩的な社会福祉政策を実施した知事、平等主義の理想の実現を求めた裁判官——公人としてのウォーレンを動かす原体験とでもいうべきものが、本人自身の認めるように、少年期に培われていたといえよう。

II

(1) ポーラックは「アール・ウォーレン」伝のなかで、ウォーレンの人物とその生涯にはパラドックスがあるという。ウォーレンの全体像は、説明のつく各部分の総体よりも大きいというのである。ウォーレンの生涯を跡づけ、その業績を理解しようとする、いくつものパラドックスにぶつかる著者はいう。初期の政治経歴をみるかぎり、ごく普通の保守主義者が最高裁に入ってから、どうしてあれほどの進歩主義

者に変わったのか。それまで全く裁判官の経験のない人が、どうして最高裁首席裁判官としてアメリカ社会を変革するようないくつもの判決を下せたのか。ごく普通の性格の人が、どうして一国の歴史に残るような役割を果しえたのか。

こうしたウォーレン・パラドックス(第1章)を追求するために、著者はこの本を3部9章に分けている。ウォーレンの前半生(第2章)のまとめは、おもに「回顧録」の素材によっている。第3～8章までは、ウォーレンが政界に入り、知事となり、全国的な注目をあびて共和党大統領候補の指名を争い、そして最高裁首席裁判官となる後半生を、6人の大統領(ルーズヴェルト、トルーマン、アイゼンハワー、ケネディ、ジョンソン、ニクソン)の政権別に分け、ウォーレンと各大統領との関係に焦点をあわせながら記述している。第9章ではウォーレンの遺産の意味を考え、まとめとしている。

こうした構成は、ウォーレンが政界の階段を登り、ついに首席裁判官になるまでの政治的背景、最高裁に入ってから思考、各判決の意味を政治的文脈のなかで浮び上らせることに成功している。ここではウォーレンが首席裁判官に就任後の各章について取りあげてみよう。

(2) アイゼンハワー時代(第5章)では、ウォーレンが首席裁判官に指名される経過がくわしく述べられている。ウォーレンは1951年、共和党大統領候補指名を争ったが、アイゼンハワーに敗れた。その後、ウォーレンは選挙運動に協力し、アイゼンハワーの当選に尽力した。その代償として両者間にウォーレンの最高裁指名が約束されたという。アイゼンハワーがウォーレンを指名したのは、次の大統領選挙における共和党内の有力な対立候補をなくするためであったと著者はいう。ウォーレンの側にも大統領への野望をあきらめる要因があった。次回選挙までには知事の任期が切れ、選挙地盤を失うこと、知名度においてアイゼンハワーの敵でないことなどである。

1953年、ヴィンソン(Fred Vinson)首席裁判官の急逝によって、約束実現の機会が思いがけ

ず早く到来した。いざとなるとアイゼンハワーはウォーレン指名をためらったが、結局は約束を果たした。両者とも首席裁判官への任命はおそらく予期していなかったことであろう。歴史の偶然である。

のちにアイゼンハワーはウォーレンの指名を自分が大統領として犯した、もっとも馬鹿気た誤ちの一つに数えたことはよく知られている。自分と同じ保守・中道の考え、判断の持主であると信じて首席裁判官に指名したウォーレンが、最高裁入りしたあと、いくつもの判決によって示した立場は、大統領の期待を裏切るものであった。ウォーレンはその回顧録のなかで、自分の最高裁指名を馬鹿気た失策の一つに数えたアイゼンハワーの発言をわざわざ引用したうえで、きわめて卒直できびしいアイゼンハワー評を記して、お返しをしている。

ウォーレンが1965年、ウィンストン・チャーチルの葬儀に向う大統領機の中で、アイゼンハワー前大統領と乗り合わせたときの会話を記した部分である。この時もアイゼンハワーは「穏健派」と信じて指名したのに、ウォーレンのその後の判決によって失望させられたと語った。ウォーレンが判決を特定するよう求めると、アイゼンハワーは「共産主義者にかんする全ての判決」であるといい、判決文を読んだことはないが、読まなくても何が書いてあるかわかっていると答える。さらに「アメリカにいる共産主義者をどうしたらよいと思うのか」というウォーレンの問いに、アイゼンハワーは「畜生どもは殺してしまうことだ」と答える。お互が真面目に取り合った会話とはいえないにせよ、ウォーレンはアイゼンハワーの最高裁批判が、いかに感情的で根拠のないものであったかを示そうとしているのである。

ウォーレンもアイゼンハワーも、政治家としてはいわゆる「中道派」と目されていた。後者が大統領として革新と保守の政治主張の中間をゆく政策をとり続けたのに対して、前者は最高裁に入ってから中道を求める政治的配慮よりも、まず憲法のもとで自己の信条に忠実な独立の判

断を下すようになった。著者はそこに両者の齟齬の原因をみている。

(3) ウォーレンとケネディの間には父親と息子にも似た感情が交いあっていと著者はいう(第6章)。ケネディ政権になって、行政府が裁判所の人種別学撤廃判決の実行を支援する態勢がとられた。また黒人に平等な権利を保障するための総合的な公民権法の立法化がすすめられた。ウォーレンはケネディ大統領の就任式の宣誓をとりおこなったが、その葬儀の際には未亡人の希望によって弔辞を読むことになった。最高裁首席裁判官のまま、批判を承知のうえでケネディ暗殺調査委員会の委員長を引き受けたことも、ケネディへの愛着があつてのことであろう。ウォーレンは委員長として、ケネディの受傷部分を示す証拠写真の非公開を決めた。著者は、この決定はウォーレンが父親を強盗によって殺されたという不幸な体験と無関係ではないとしている。

(4) ジョンスン大統領は、1964年の公民権法の成立に大きな役割を果たし、またその貧困追放政策も、ウォーレンの個人的信条や理想に近いものであったといえよう(第7章)。

ジョンスンは大統領就任後、まず強力な顔ぶれの暗殺調査委員会を発足させることを決め、ウォーレンを委員長に任命した。ジョンスンはウォーレンを呼び、「首席裁判官殿、あなたは第一次世界大戦の戦士であった。その時と比べものにならないほど、あなたはいま祖国のために尽せる。私は総指司官として、あなたにふたたび任務につくよう命令する」と告げ、やむなく大任を引き受けたウォーレンの青い眼には涙があふれていた、と著者は書いている。「回顧録」のこの箇所の記述と読み比べると、いささか脚色がすぎるきらいがある。

ウォーレンは首席裁判官としての職務を務めながら、調査委員長として委員会の活動の中心となる。彼は調査活動を公正におこなうために、証人の人権や証言手続に細心の配慮を払った。委員会発足後、一年を経ずして1964年9月に調査報告書が公開された。この時期、ウォーレン

最高裁の主要な判決が、報道の自由と名誉毀損、選挙区による投票権の不均衡是正、貧困な刑事被告人の公費弁護などについて、あいついで下されていることを考えると、ウォーレンの活動力は驚くべきものであったといわざるをえない。

ヴェトナム戦争が激化し、国内の批判がたかまって、1967年3月、ジョンスンは次期大統領選挙に不出馬を表明した。この時期にウォーレン最高裁への非難もまた激しさを増した。ジョンスンが任期中に後任の首席裁判官を指名できるように、ウォーレンは6月に「高齢」を理由に辞意を表明した。ジョンスンは「後任者の任命が完了する時まで」在任することを条件に、ウォーレンの辞表を受理した。ジョンスンは早速フォータス裁判官を首席に昇任させることを発表した。議会の反対に会い、さらに人身攻撃に耐えかねてフォータスが辞任するという結末をまねいた。ウォーレンの辞意表明は、その意図に反して、中空に浮いたものとなり、そのうえフォータスという進歩的裁判官を失い、もっとも怖れたニクソンに後継者指名の機会を余分に与えることになったのである。歴史の皮肉といわざるをえない。

(5) ウォーレンとニクソンの関係(第8章)は、1964年に遡る。カリフォルニア州から連邦下院議員に立候補したニクソンが、ウォーレン知事の支持を取り付けようとしたが、知事はすでに他の候補を推していたので断った。両者間の悪感情はこの時に始ったと著者はいう。

1951年、ウォーレンが共和党大統領候補指名を争ったとき、ニクソンは途中からアイゼンハワー支持に鞍替えし、みずから副大統領におさまった。ウォーレンは早くから同じ州出身の政治家ニクソンの人格、識見を買っていなかった。

ニクソンは1967年の大統領選挙において、ウォーレン最高裁を争点の一つにした。ニクソンは最高裁が犯罪者に甘く、また憲法の名のもとに社会改革を強行していると批判して、憲法を忠実に守り、その文言を厳格に解釈する者、とくに南部出身者を最高裁に任命すると公約した。それは最高裁非難の時流にのり、その

時流を操作する選挙作戦であった。しかし、ウォーレンにとっては、自分の在任する最高裁の掲げた理想、努力してきた方向、判決の傾向をいわれなく非難し否定する言動であった。

ウォーレンは1969年6月に退任してから、ニクソンの最高裁人事と、さらにウォーターゲイト事件の展開を無念の思いをもってみたのである。1974年、死後発表の約束で対談したニューヨーク・タイムズの記者に、ウォーレンは引退後も使っていた最高裁の一室で次のように語った。「83才まで生きてきて、後悔することのない人間はいないだろう。もしこの国と、この最高裁にどんなことが起るのかを知っていたら、私は決して辞任しなかった。彼らは私を戸板に乗せてここから担ぎ出さねばならなかっただろう」(p. 333)。

む す び

ウォーレン「回顧録」と「アール・ウォーレン」伝を併せて読むと、そこに20世紀はじめのよきアメリカの価値観を体現し、それを生涯にわたる公職のなかに生かした人間像が浮びあがる。勤勉、正直、清廉、まるで教会の日曜学校で教えられ、正しい家庭で培かれた道徳、信条に従って、みずからを律し、ものごとを判断した人物である。

ポラックはウォーレン・パラドックスを分折したうえで、ウォーレンの内面に入ってみれば、その生き方はこうした価値観に根ざして一貫しており、むしろ単純明快ですらあるという。

ウォーレンの生涯で目立つのは、みずからを生かす機会を積極的に求め、あたらしい職責につくごとに、すぐ仕事を学び、その地位にふさわしい働きをみせたことである。自分の置かれた時、場所に応じて成長する柔軟性、的確な判断力、たえず新しい状況から学ぶ強い克己心などに秀れた資質をうかがうことができるのである。選挙によって政治的階段を登り、大きな州の知事になると、急激な人口増加と変貌の激しい社会状況のなかで、人びとの要望を的確にとらえ、それに応じる施策をおこなった。最高裁

では個性の強い裁判官をまとめながら、平等主義の傾向をつよくうちだした。ウォーレンは理想主義者であると同時にプラグマティストでもあった。自己の信条を守りながら、それぞれの職責に見事に適応し、成果をあげた生き方がそれを示している。

ウォーレンの首席裁判官としての功績（批判者にとっては、その弱点）は、法的判断に道徳観を卒直に反映させたことである。ポラックは「法とは道徳の海に漂うもの」というウォーレンの言葉を引用してこの点を強調している。ウォーレンは法廷で、こまかい法律解釈論を展開する弁護士に対して、「しかし、それは当事者にとって公平といえるだろうか」とか、「それがアメリカの掲げる理想だろうか」といった質問をよく投げかけた。それはときに聞く者を恥かしくさせるほど直截な問いであった。しかし、ウォーレンにとって、法律解釈の技巧によって導きだされる結論が、人びとの理想、信条とくい違ふとすれば、それは理想に誤りがあるのではなく、知的無関心によって理想をみようとしないうちに問題があると信じていたのであろう。(Archibald Cox, *Chief Justice Earl Warren*, 83 Harv. L. Rev. 1, at 2, 1969 参照)。

ウォーレン最高裁の歴史上の役割についての評価は、まだ定まったといえず、今後もくりかえし論議されることであろう。しかし、最高裁がアメリカ憲法の基本的価値を実現させる責務を負うことを明白に示して、最高裁に対する多くの人の信頼をつないだウォーレンの功績は大きい。首席裁判官引退の記者会見において、ウォーレン最高裁をどう記憶して欲しいかという質問に、ウォーレンは「国民の裁判所として、(“As the People’s Court”)」と答えている。

〔注記〕 Pollack, EARL WARREN: The Judge Who Changed America については、同内容の紹介が1981「アメリカ法」に掲載される予定である。ウォーレンの人間像を知るためには THE MEMOIRS OF EARL WARREN と併せて取り上げるのがよいと考えるので、重複する

が本稿の一部として採録した。なお後書のなかからいくつかのエピソードを紹介した小文「アメリカ最高裁の一つの顔」判例タイムズ

No. 421, p. 4 (1980年) をも参照していただければ幸である。